

2019年12月吉日

自治体首長殿  
予防接種担当者殿

公益社団法人  
日本小児科医会会長 神川 晃



### 子宮頸がん予防ワクチン（HPV ワクチン）接種通知についてのお願い

子宮頸がん予防ワクチン（以下HPVワクチン）は、平成25年4月1日より、法律に基づく定期接種として実施しているところですが、厚生労働省から「副反応の発生頻度がより明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、積極的な接種の勧奨を差し控える」との地方自治法に基づく勧告を受け、同年6月14日より、積極的な接種勧奨が差し控えられています。

そのため、多くの自治体では HPV ワクチン接種対象者に対し、接種勧奨を目的とした個別通知や予診票の送付等は行なわれておりません。しかし厚生労働省の勧告は、あくまでも接種を積極的に勧める個別通知を控えている状況であり、接種自体を控えるものではありません。接種を希望される方には、従来どおり定期接種としての HPV ワクチンの接種が可能です。

しかしながら 6 年以上に及ぶ積極的な接種勧奨差し控えにより、HPV ワクチンが定期接種として接種可能なワクチンであるという事実が、接種対象者や接種希望者に伝わっていないのが現状です。さらに定期接種対象者に対して正確な情報が周知されておらず、接種に至らない例もあるようです。

最近子宮頸がんや HPV ワクチンに関する新しい情報や調査結果が発表され、接種希望者や接種者が増加しつつあります。

定期予防接種の実施主体である地方自治体におかれましては、HPV ワクチンが定期予防接種であることを考慮いただき、定期接種対象年齢である小学校 6 年生～高校 1 年生相当の女子に対し、接種勧奨ではなく周知のための通知や委託医療機関への説明書、予診票の事前配布などの対策をお取り頂くよう、心よりお願いいたします。

日本小児科医会では、子宮頸がんから大切な命と健康を守るためのワクチンの重要性和、正確な情報を接種対象者や保護者など多くの方に伝えるためのポスターの作成を準備中です。

各自治体におかれましても、定期接種である HPV ワクチンに関する通知などの情報提供に、是非ともご協力をお願いいたします。